

市町村長会議における技術的な事項及び選定手順等に係わる
 主な意見とその対応の方向性について

別紙1

栃木県

| 意見の概要 | 対応の方向性 |
|---|--|
| <p>1 遮蔽シートは万全か。</p> | <p>埋立地は地下埋設型のコンクリート構造であり、2重のコンクリート壁、ライニングによるコンクリートの保護、ベントナイト混合土による遮断層の設置など、何重もの安全対策を施すことに加えて、適切な維持管理・モニタリングを実施することとしており、廃棄物に含まれる放射性セシウム等が漏れ出すことを防止できます。(添付図-1～添付図-9参照)</p> |
| <p>2 放射能に高濃度汚染された廃棄物の安全な処理方法が確立されていない現在、埋立てによる最終処分ではなく、安全性に責任を持った、地上における暫定保管を考えるべきでないか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 低レベル放射性廃棄物についてはすでに六ヶ所村等でピット処分がされているなど、安全に処分する技術が確立されています。(低レベル放射性廃棄物で放射性セシウム137のみの場合、10万Bq/kg～1000億Bq/kgのものはピット処分されることとされている) ・ 今回計画している最終処分場については、放射性物質汚染対処特措法に基づく処分基準に従って設置するものであり、当該処分基準は放射線審議会や環境省の災害廃棄物安全評価検討会での審議を経て決められており、安全な処分方法となっております。 ・ 具体的には、埋立地は地下埋設型のコンクリート構造であり、2重のコンクリート壁、ライニングによるコンクリートの保護、ベントナイト混合土による遮断層の設置などの構造面に加えて、適切な維持管理・モニタリングを実施することにより何重もの安全対策を施します。(添付図-1～添付図-9参照) |
| <p>3 想定外の異常現象が発生していることを踏まえ、候補地選定に当たっては特に慎重に対応していただきたい。水源、活断層、活火山など、適地とは言えない。これらのリスクのある地域は除外すべき。</p> | <p>自然災害を考慮した安全な処分に万全を期するために避けるべき地域は、「安全等の確保」の観点から、除外地域とすることを検討しているところです。安全等の評価項目及び評価基準(案)は、現在、有識者会議において議論いただいているところであり、今後とりまとめたうえで、市町村長会議において説明していきます。</p> <p>なお、有識者会議において、異常気象などの地域においても発生する可能性のある自然災害(台風、竜巻等)については、構造物の設計・施工方法等により対応するとともに、これらの事象そのものを対象とするのではなく、その自然災害に起因して、地形・地盤の地表面に作用する事象に着目して評価することとしています。活断層や活火山の扱いについては、地形・地盤に起因する自然災害により避けるべき地域として一定のエリアを除外することとしています。</p> |
| <p>4 選定する場合の除外すべき地域として、水源地や活断層、火山地帯などの除外はもとより、異常気象等に伴う災害による影響など、想定外の様々なリスクも十分考慮し、慎重に対応してもらいたい。</p> | <p>また、水源の扱いについては、埋立地から水を排出しない遮断型構造とすることで、周辺の水源に影響を与えるものではありませんが、安心の確保という観点から、水道用水や農業用水に関する取水口と候補地の距離により評価することとしています。</p> |

| 意見の概要 | 対応の方向性 |
|--|---|
| <p>5 「地域の実情を考慮し」の「実情」と「考慮」とは、具体的に何か。</p> | <p>市町村長会議において、市町村長にご議論いただき、最終処分場等の整備に向けて建設的な方向で合意された地域特性として配慮すべき事項(地域特有の自然災害の存在や貴重な自然環境等の存在、地元住民の安心に特に配慮すべき地域特有の要件)が合意された場合は、これらの地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重した地域として抽出し、これらの地域を候補地の対象エリアから除外又は優先度を下げていくことを考えています。 このため、地域の実情について御意見をいただき、建設的な方向で最終処分場を整備していきたいと考えております。</p> |
| <p>6 国有地にとらわれず、県有地なども含めて選定いただきたい。</p> | <p>最終処分場等の候補地の対象については、国が責任をもって速やかな施設整備を行うため利用可能な国有林を基本と考えていますが、市町村長会議において利用すべき土地として公有地や民有地が提案された場合には、当該土地も候補地の対象に含めます。 また、市町村長会議において、最終処分場の候補地の対象として優先すべき土地の考え方について一定の理解が得られた場合にあっては、これらの考え方を最大限尊重して候補地の選定を進めます。</p> |
| <p>7 8,000q/kg以上の放射性物質を含んだ廃棄物を、焼却処理している諸外国が存在するのか伺いたい。</p> | <p>8,000Bq/kgは、福島第一原子力発電所事故で環境中に主に放出された核種である放射性セシウムについて放射性物質汚染対処特措法に定められた指定廃棄物の要件に関する基準です。原子炉から通常発生する放射性廃棄物には放射性セシウム以外にも多くの放射性核種が含まれており、我が国でも放射能濃度がある程度高い廃棄物を焼却しています。また、外国においても、スイスやロシアでは放射性廃棄物を焼却処理する施設があります。</p> |
| <p>8 放射性物質の種類については、セシウム以外に想定しているのか？</p> | <p>放射性セシウム(セシウム134及びセシウム137)に着目しています。平成23年度に文部科学省と農林水産省が実施した調査では、福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質は、セシウム134とセシウム137の量がその他の放射性核種よりも非常に多いと報告されており、今後の被ばく線量評価や除染対策においても放射性セシウム134と放射性セシウム137に着目していくことが適切であると報告されています。</p> |

| 意見の概要 | 対応の方向性 |
|--|--|
| <p>放射性物質は拡散させないことが原則であり、IAEAの国際的な基準に基づき、原子炉等規制法により、放射性セシウム濃度が、100Bq/kgを超える場合は、特別な管理下におき、低レベル放射性廃棄物処理場に封じ込めてきた。</p> <p>9 しかし、福島第1原発事故後、環境省では「8000Bq/kg以下の廃棄物は、安全に分別・焼却・埋設処分等の処理を行うことが可能」という方針を打ち出したが、処理基準については、専門家や自治体の間でも見解が分かれている。国は、原発事故以前の通常時の基準である100Bq/kgを、なぜ特措法により8000Bq/kgの基準値としたのか、明確な説明が必要と考える。</p> | <p>原子炉等規制法に基づくクリアランスレベル(100Bq/kg)は、再利用を含め、あらゆる利用を想定して設定された基準であり、これ以下のものは、市場に広く流通させることが可能とされています。</p> <p>一方で、放射性物質汚染対処特措法に基づく8,000Bq/kgという値は、最も影響を受けやすい埋め立ての作業者であっても年間の追加線量が1mSv/年を超えないことが確認されている値であり、放射性廃棄物を安全に処理するために設定された基準値です。</p> <p>これらの2つの基準値は、一方は再利用を含めあらゆる想定をしたものであるのに対して、もう一方は廃棄物を安全に処分するために設定された値であり、両者は異なるものです。</p> |
| <p>10 指定廃棄物を一時保管している市町においては、その保管する場所の確保について困難を極めている。今後、最終処分場が決定したとしても2～3年の準備期間を要すると思われ、その期間は一時保管が強いられる。この問題を緩和するため、指定廃棄物を減容する技術開発を行い、国のガイドラインとして提示されたい。</p> | <p>放射性汚染廃棄物の処理に関するガイドラインでは、減容化の処理について焼却処理と破碎処理について記述しており、これらの処理により減容化を進めていきたいと思えます。</p> <p>その他の技術についてもご要望があれば、その技術の確認を行った上でガイドラインに位置づけることを検討したいと考えています。</p> |

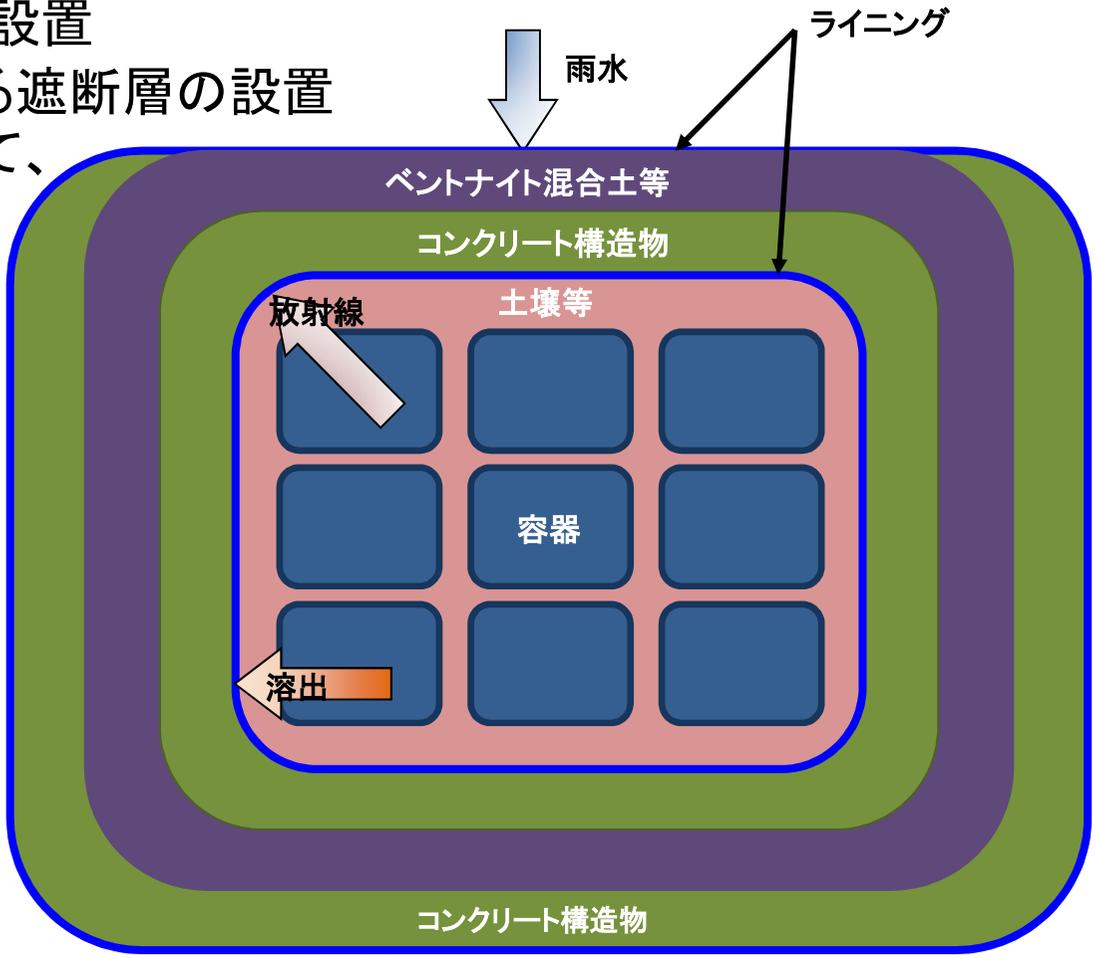
はじめに: 処分場の安全性確保の方法(その1)

搬入する廃棄物は、

- ①フレキシブルコンテナで密封
- ②土壌等でサンドイッチ状に埋設
- ③2重のコンクリート構造物で遮断
- ④ライニングによる保護層の設置
- ⑤ベントナイト混合土等による遮断層の設置

等の何重もの安全対策を講じて、安全性を確保します。

| 対策 | 効果 |
|------------|-----------|
| 容器 | 飛散・漏出防止 |
| 土壌等 | 吸着、遮へい |
| コンクリート | 遮断、遮へい |
| ライニング | コンクリート保護 |
| ベントナイト混合土等 | 吸着、遮断、遮へい |



安全性確保のためのフェイルセーフ・システム

(第2回指定廃棄物処分等有識者会議 資料1-1抜粋)

① : 処分場:コンクリート製の遮断型構造(その3)

- ◆ 使用するコンクリートは強度は、鉄筋コンクリート構造体の計画供用期間※を参考に、必要な耐久性を確保できるものを使用し、長期にわたり建物の強度、水の遮断機能、放射線の遮へい機能を維持します。
- ◆ コンクリートや鉄筋に用いる材質については、耐久性等を十分配慮したものを使用します。

※計画供用期間: 躯体の計画耐用年数。大規模補修を必要としないことが予定できる期間

鉄筋コンクリート構造体の計画供用期間

| 供用期間の級 | 計画供用期間 |
|--------|---------|
| 標準供用級 | およそ65年 |
| 長期供用級 | およそ100年 |
| 超長期供用級 | およそ200年 |

出典: 日本建築学会 建築工事標準仕様書・同解説5 第13版

鉄筋コンクリートの耐久性

- ◆ 一般的に、地中で環境変化が少ない場合、コンクリートの劣化は遅くなります。
- ◆ コンクリートが所要の強度を有していて、鉄筋の発錆を抑制する対策が講じられていれば、鉄筋コンクリート構造物は100年以上は十分に耐久性があります。

① : 処分場:コンクリート製の遮断型構造(その4)

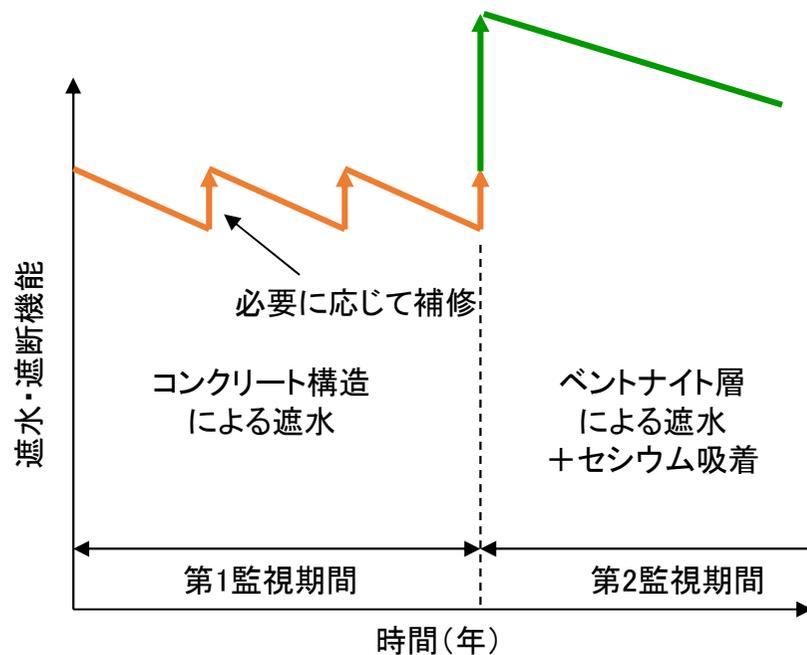
- ◆コンクリートの耐久性を持続させるため、**コンクリート壁体の内外面には腐食防止対策**を講じます。
- ◆腐食防止対策としては、エポキシ樹脂塗装、FRP防食ライニング、シートライニング等の施工を想定しています。
- ◆鉄筋には耐腐食性の高いものを使用します。

腐食防止対策

- エポキシ樹脂塗装 : 耐薬品性、耐磨耗性、密着性に優れた、エポキシ樹脂塗料を用いた塗装。
- FRP防食ライニング : 耐水・耐食性及びクラック追従性に優れたビニルエステル樹脂とガラスマット等を複合した工法。
- シートライニング : 伸縮性に富んだシート(ゴム系、塩ビ系、アスファルト系)を使用する工法。

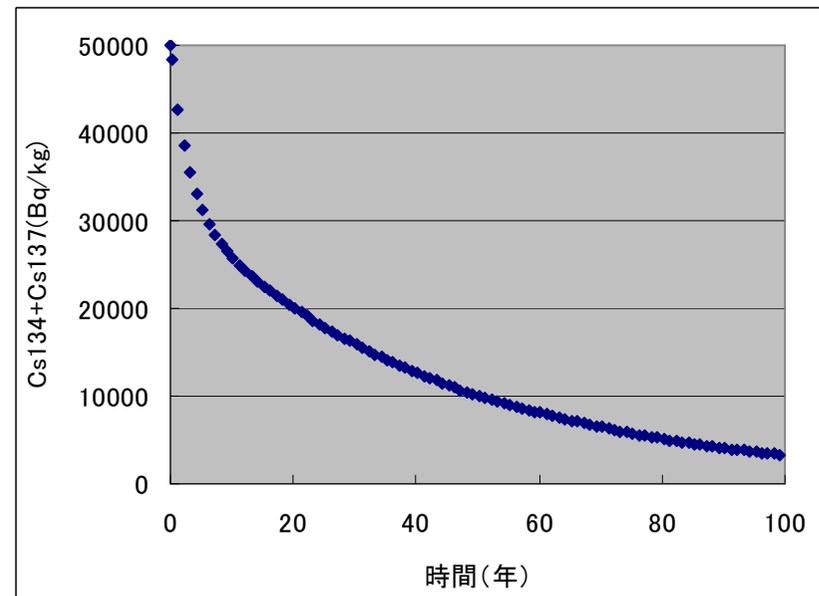
⑥: 長期間にわたる点検・維持管理(その2)

- ◆ 適切に維持管理を行うことにより、**非常に長期間にわたり遮水機能を維持**することができます。
- ◆ このように、処分場の遮水機能が十分に維持されている間に、**廃棄物中の放射性セシウム濃度は減衰**していきます。
- ◆ 例えば、放射性セシウム濃度は100年で約16分の1に減衰します。



監視期間における処分場機能の維持

※5万Bq/kgの内訳(Cs134とCs137の比率)は、福島第一原子力発電所から放出された時点で1:1であると仮定し、その後1年6ヶ月経過したものとして計算しています。



放射性セシウム濃度の減衰

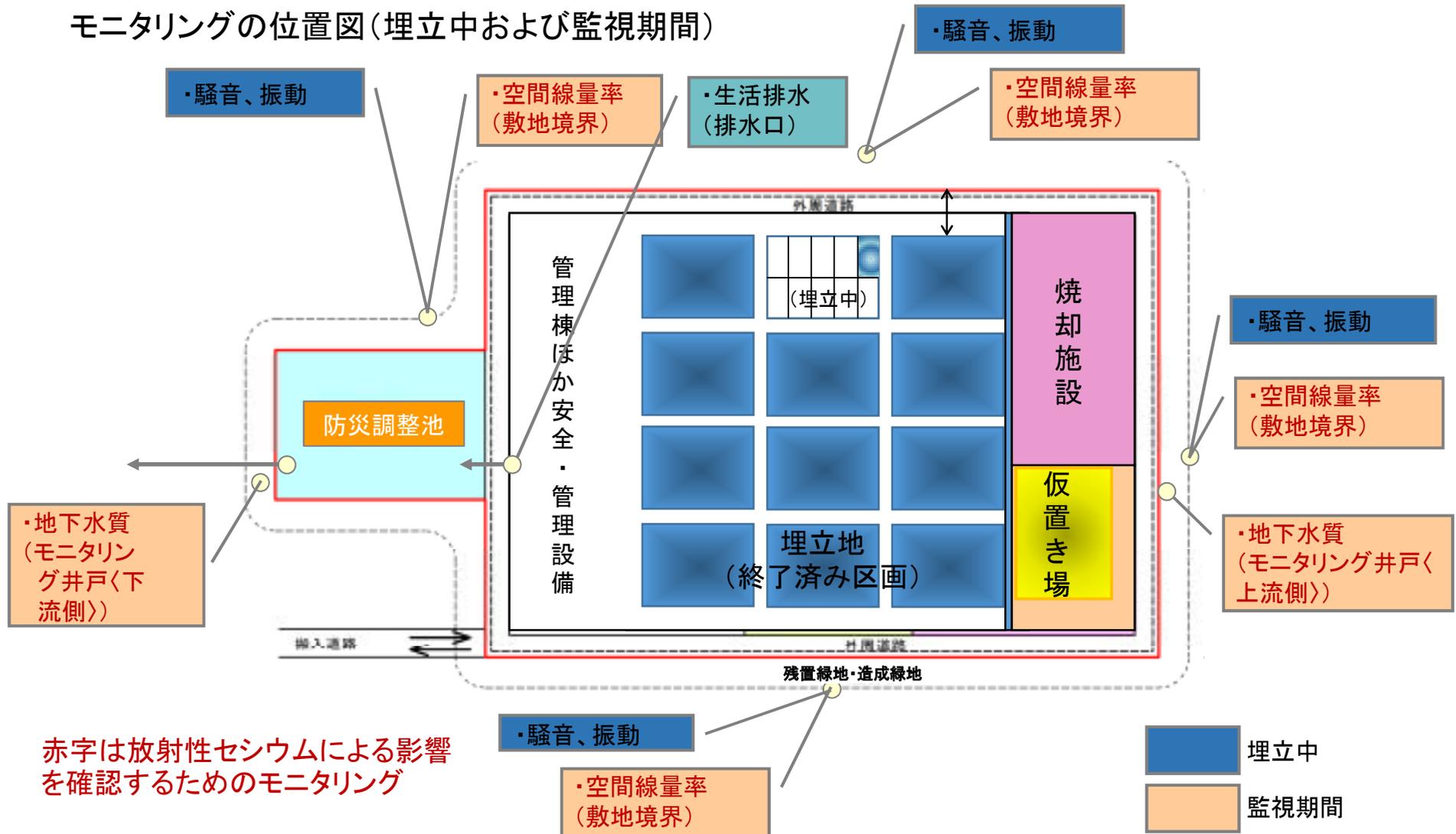
(第2回指定廃棄物処分等有識者会議 資料1-1抜粋)

⑧長期間にわたるモニタリング(その3)

(第2回指定廃棄物処分等有識者会議 資料1-1抜粋)

◆敷地内の各所において、モニタリング(監視)を行い、許容値内に収まっていることや異常な変化がないことを確認します。

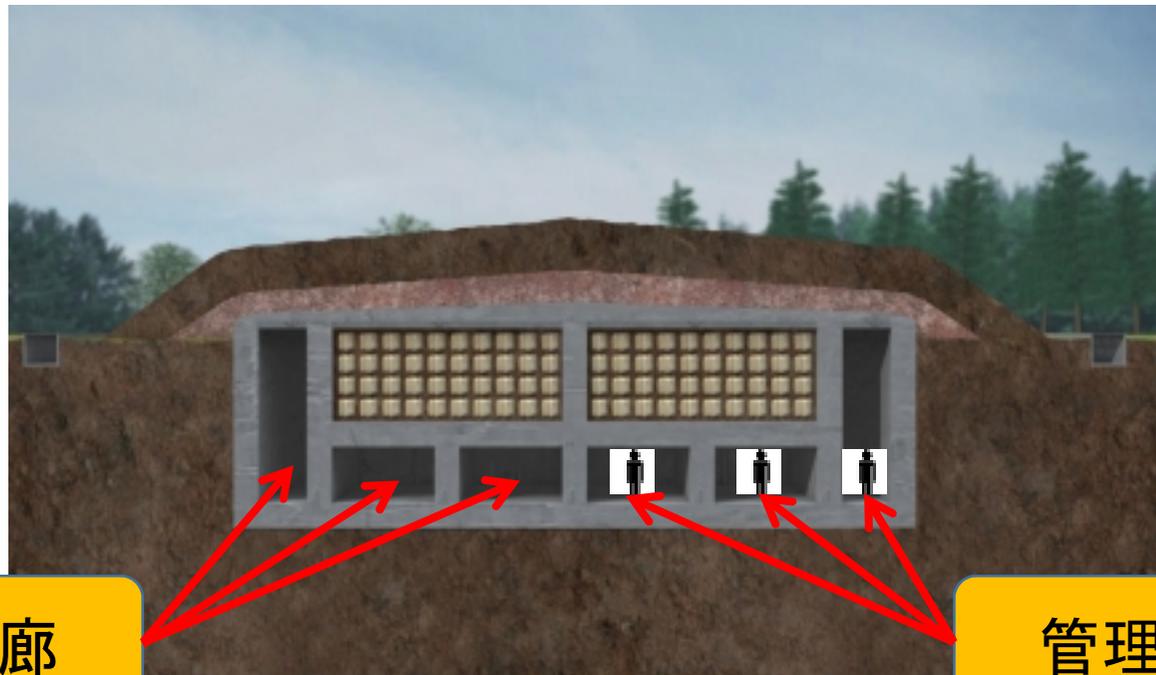
モニタリングの位置図(埋立中および監視期間)



⑥: 長期間にわたる点検・維持管理(その1)

- ◆ 処分場施設の健全性については、埋立中および第1監視期間において、管理点検廊から直接目視によりコンクリート構造物の健全性を監視します。
- ◆ 第1監視期間では、コンクリートのひび割れ点検、劣化診断を行って施設の健全性を確認すると同時に、適切に補修等を行いながら管理していきます。

第1監視期間



管理点検廊

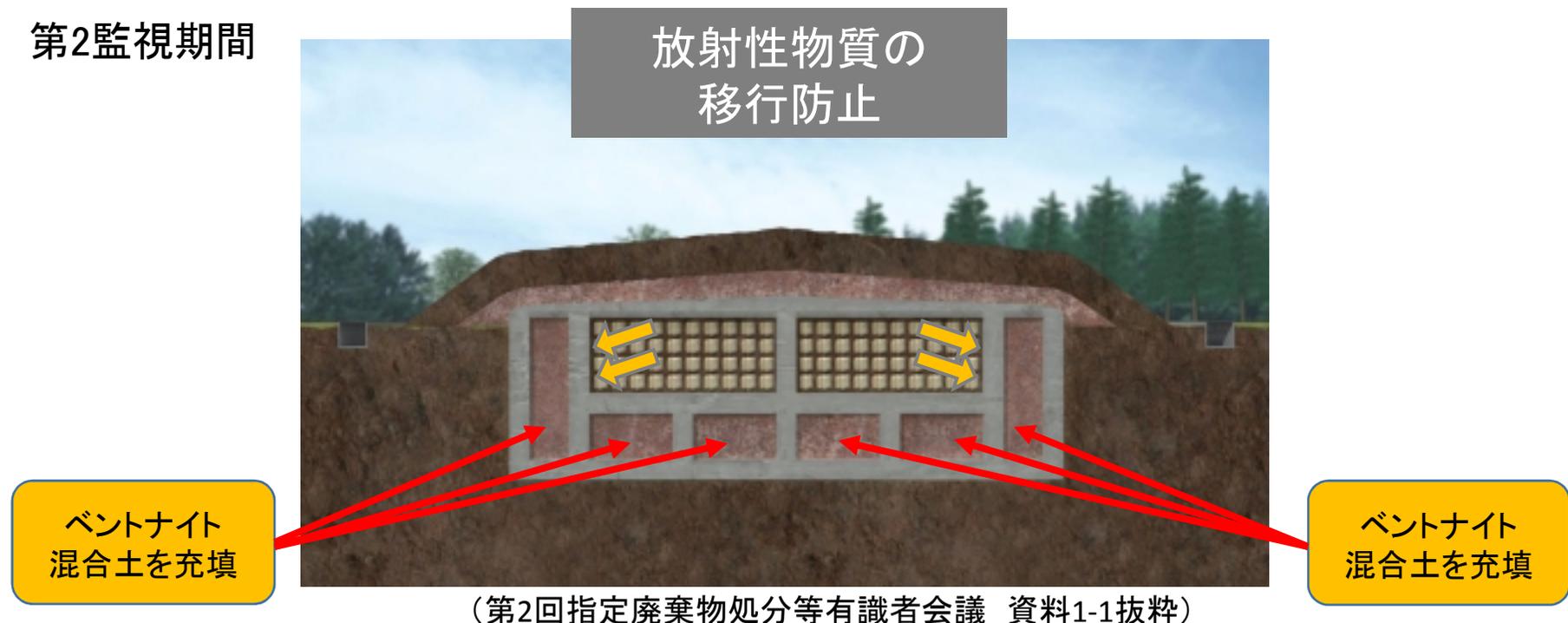
管理点検廊

(第2回指定廃棄物処分等有識者会議 資料1-1抜粋)

④: ベントナイト混合土の充填

- ◆埋立終了後、一定の期間(第1監視期間)をおいた後、**放射性セシウムを吸着する性質のあるベントナイト混合土を管理点検廊に廃棄物を包むように充填**します(第2監視期間)。
- ◆これによって、遠い将来にコンクリート構造物が劣化して、ひび割れ部分から水がたとえ漏出したとしても、ベントナイト混合土に放射性セシウムが吸着されるので、処分場の外にまで漏れ出てくることを防止することができます。

第2監視期間



⑥: 長期間にわたる点検・維持管理(その3)

- ◆万が一、コンクリート壁及び管理点検廊に充填したベントナイト混合土層の両方が破損し、放射性セシウムを含む水が漏れ出したとしても、セシウムは土壤に吸着されるなどして敷地外まで到達するには極めて長い時間がかかります。
- ◆敷地境界に到達するまでの間に、新たな遮水壁の設置等の対策を講ずることで、敷地外への影響を防ぐことが可能です。
- ◆なお、周辺地盤が砂層等の透水性の高い土質の場合には、埋戻しの際に粘性土など透水性の低い材料で埋戻したり、必要に応じて地盤の改良を行います。

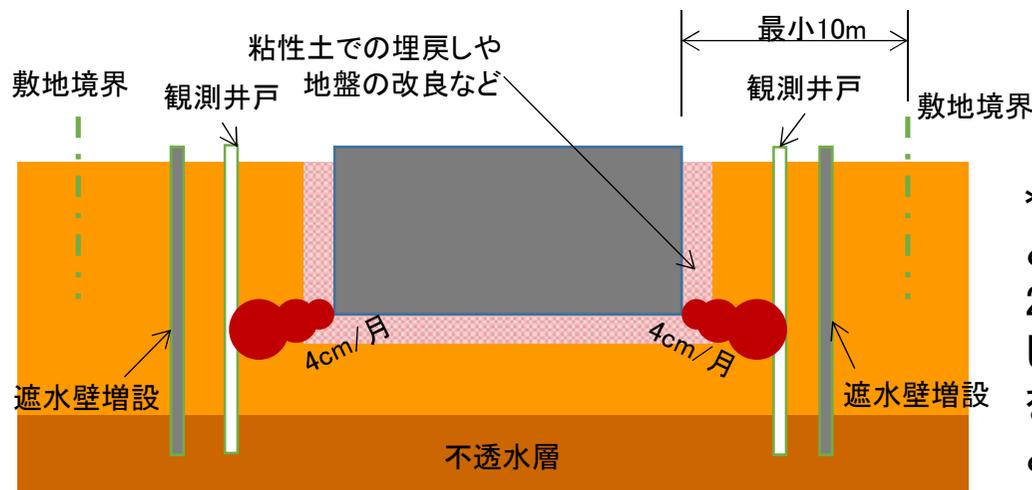
地下水の流速の試算例(吸着を考慮しない流速)

透水係数 : $k=1.0 \times 10^{-7} \sim 10^{-5} \text{cm/sec}$ (シルト層の場合)

動水勾配 : $i=0.15$

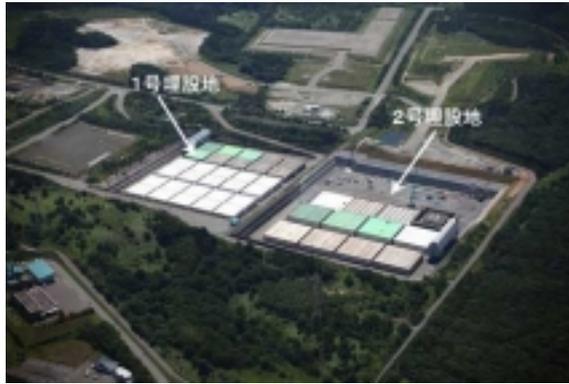
有効空隙率: $\lambda=0.15$

流速 : $v=k \cdot i / \lambda = 1.0 \times 10^{-7} \sim 10^{-5} \times 0.15 / 0.15 = 1.0 \times 10^{-7} \sim 10^{-5} \text{cm/sec}$
 $= 0.26 \sim 26 \text{cm/月}^*$



*) 遮水壁を設置するのに3月を要すると仮定すると、この間に漏水は、 $26 \text{cm/月} \times 3 \text{月} = 78 \text{cm}$ しか進みません。したがって、敷地外に放射性セシウムを含む水が漏れ出す前に、遮断することができます。

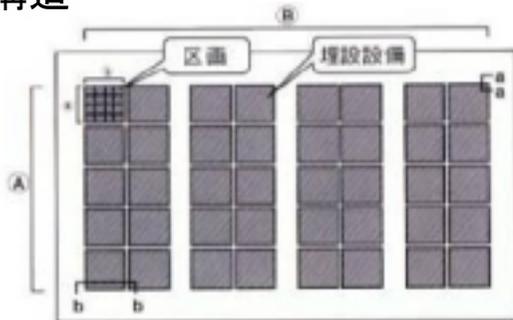
【参考資料】浅地中(ピット)処分の例



1号埋設設備の構造

●全体平面図

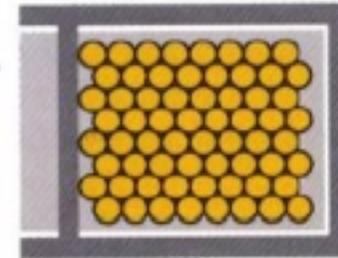
- Ⓐ:約132m
- Ⓑ:約231m
- Ⓐ:約 24m
- Ⓑ:約 24m



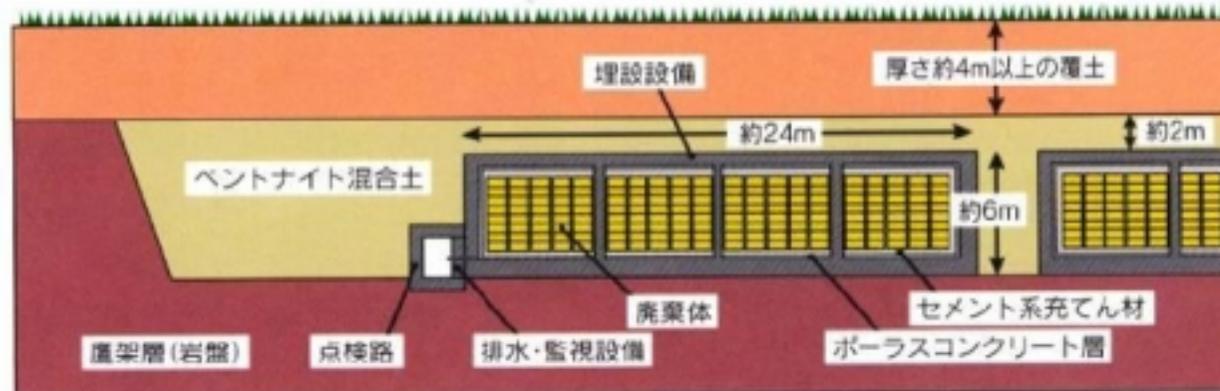
●区画断面図

(a-a縦断面)

廃棄体を8段5列8行の
依積みで定置します。



●埋設地断面図
(b-b断面)



市町村長会議における意見とその対応の方向性について

| 意見の概要 | 対応の方向性 |
|---|--|
| <p>1 保管がひっ迫している現状。地域で発生した廃棄物の減容化だけは地元でやらないといけない。すべていやと言っているは何も進まない。</p> | <p>指定廃棄物のうち、農業系副産物のように腐敗性を有するものについては、焼却を行う必要があることから、栃木県において国が設置する最終処分場には、小型の仮設焼却炉を併設して腐敗性の指定廃棄物を焼却します。</p> <p>なお、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の基準に従い通常の廃棄物と同様に処理することが可能であるので地域で発生する廃棄物の減容化をお願いしたい。</p> <p>その際に、焼却等に伴って生じた焼却灰のうち8,000Bq/kg超の濃度になったものは、国が設置する最終処分場で処分することで、地域の保管に苦慮している状況を解消していきます。</p> |
| <p>2 国の責任を地方に丸投げしているように感じる。国が全面的に責任を持つという姿勢を見せない限り進展はない。</p> | <p>指定廃棄物の処理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき国が責任をもって行います。</p> <p>しかしながら、地元の御理解と御協力がなければ処分場の設置はできないことから、皆様の御意見をしっかりと受け止め、新たな選定プロセスの中で自治体の方々との意見交換等を重視し、手順を踏んで着実に前進できるよう取り組んでまいります。</p> |
| <p>3 環境中に放出された放射性物質は、福島第一原発事故によってもたらされたものであり、元の所有者の東京電力に帰属するものと考えられる。</p> | <p>国が、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、放射性物質汚染対処特措法の制定にあたって、指定廃棄物については、国が処理を行うこととなっています。</p> <p>なお、関係原子力事業者(東京電力)は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国等が実施する施策に協力しなければならないとされています。また、国が実施する指定廃棄物の処理に要した費用については、関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとして、求償することとなっています。</p> <p>以上のことから、東京電力には事故の直接的な原因者として責任があると考えられるものの、指定廃棄物の処理は、特措法の規定に基づいて国が行う責任を有しています。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>4 【選定手順について】 施設の安全性、分散保管されている指定廃棄物の現状やリスク等について十分な説明が必要。</p> | <p>選定手順、評価項目、評価基準については、有識者会議でご議論いただいた内容を市町村長会議で説明させていただき、皆様の御意見をうかがって環境省が責任を持って決定していきます。</p> <p>また、候補地の選定作業の進捗状況の共有や候補地の提示方法についても、市町村長会議で皆様のご意見をうかがって検討していきます。</p> <p>施設の安全性については、有識者会議でご議論いただいた内容を市町村長会議で説明しましたが、環境省ホームページや各種説明会を通じて施設の安全性について広報するとともに、国の責任の下で地元への説明会を開催し、安全性をしっかりと説明して施設の設置について御理解をいただきたいと考えます。</p> | |
| <p>5 県内の各自治体より多数の要望等があると思われるが、市町単位の説明会を開催願いたい。</p> | | |
| <p>6 ある程度の段階で、各市町単位での説明会をするべき。場所を決定する前の段階で、「こういう理由で必要なのだ」という総論だけでも説明して理解を得るべき。</p> | | |
| <p>7 候補地の選定にあたっては、誰もが参加できる議論の場を設けること。</p> | | |
| <p>8 選定過程における透明性や公平性を確保し、段階的に進めるべき。</p> | | |
| <p>9 指定廃棄物最終処分場の場所の選定条件、選定理由及び選定経緯をその都度、公開願いたい。</p> | | |
| <p>10 新たな候補地の選定に当たっては、施設の安全性等に関する国の説明体制及び県、市町との協力体制を確立し、何よりも施設の安全性等に関する国民全体の十分な理解を得ながら、透明性のある選定作業を進め、指定廃棄物の一刻も早い処分を進めるべき。</p> | | |
| <p>11 候補地については、国の責任において地元の合意を得ること。合意にあたっては十分に説明責任を果たし、性急な対応はしないこと。</p> | | |
| <p>12 【その他】 各市町では、現在、何に苦慮し、何を必要としているか課題を集約してもらいたい。</p> | | <p>指定廃棄物に関する様々な課題について市町村長会議や栃木県を通じて集約していきたい。</p> |
| <p>13 幼稚園や保育園における放射線対策について保護者や関係者が共通認識を持つようリーフレット作成及び全施設への周知徹底が必要。</p> | | <p>環境省のホームページで指定廃棄物に関する情報を提供していますが、ご要望を踏まえ、放射線対策の分かり易い資料・リーフレットの作成や、指定廃棄物最終処分場に関する関係者に対してのきめ細かな説明及び情報の提供をまいります。</p> |
| <p>14 施設設置後は、周辺住民を含めた地元住民の健康への不安を解消するため、定期的健康診断はもとより、生活全般での相談窓口を常時設置すること。</p> | <p>処分場においては、万一、何らかの変化があればいち早く察知して対処可能とするため、埋立て中から、継続して放射線空間線量や地下水のモニタリングを適切に実施し、許容値内に収まっていることや異常な変化がないことを確認していきます。</p> <p>現地の監視体制については、候補地を選定後に地元の皆様方とも十分に相談をしていきたいと考えますが、その中で、相談窓口の設置も合わせて検討していきたいと考えます。</p> | |

栃木県市町村意見概要

【意見の概要】

1. 基本的事項

- 指定廃棄物の処理についても、一般廃棄物と同様に、原因者責任の原則において処理すべきであり、国において改めて指定廃棄物の処理について再検討をし、全国で1カ所に集約すべき。
- 環境中に放出された放射性物質は、福島第一原発事故によってもたらされたものであり、元の所有者の東京電力に帰属するものと考えられる。
- 放射能に高濃度汚染された廃棄物の安全な処理方法が確立されていない現在、埋立てによる最終処分ではなく、安全性に責任を持った、地上における暫定保管を考えるべきでないか。
- 市町村長会議で共通理解を得るということであれば、まず、県外に建設することを検討すべきであると考えます。

2. 施設の構造・安全性等について

- 指定廃棄物を減容する技術開発を行い、国のガイドラインとして提示してもらいたい。また、負担の分散として、これらの減容施設を県内各市町に設置することも検討すべき。
- 遮蔽シートは万全か。
- 万が一の時の危機管理についてはどのように考えているかを、住民に説明できないと説得は難しい。健康被害への懸念の部分で考えるならば、しばらくの間現地に医療チームを置くなど、各省が横断的に取り組むべき。
- 候補地の安全性については、地球温暖化等による地球環境の急激な変化にも対応できるよう想定外のリスクも十分に検討すること。

3. 選定手順・評価項目・評価基準について

- 選定過程における透明性や公平性を確保し、段階的に進めるべき。
- 国有地にとらわれず、県有地なども含めて選定いただきたい。
- 「地域の実情を考慮し」の「実情」と「考慮」とは、具体的に何か。
- 選定する場合の除外すべき地域として、水源地や活断層、火山地帯などの除外はもとより、異常気象等に伴う災害による影響など、想定外の様々なリスクも十分考慮し、慎重に対応してもらいたい。
- 新たな候補地の選定に当たっては、施設の安全性等に関する国の説明体制及び県、市町との協力体制を確立し、何よりも施設の安全性等に関する国

民全体の十分な理解を得ながら、透明性のある選定作業を進め、指定廃棄物の一刻も早い処分を進めるべき。

- 候補地については、国の責任において地元の合意を得ること。合意にあたっては十分に説明責任を果たし、性急な対応はしないこと。
- 指定廃棄物最終処分場の場所の選定条件、選定理由及び選定経緯をその都度、公開願いたい。

4. 地域振興策、風評被害対策等

- 地域住民から理解が得られる場合においても、具体的な地域振興施策及び財政優遇措置についても、併せて提示すべき。
- 風評被害に対する、国の補償制度を示すべき。
- 指定廃棄物最終処分場が設置された市町への地域活性化対策の支援をお願いしたい。
- 想定される風評被害に対する具体的な対応策をお示し願いたい。（3市町村）
- 風評等により候補地が差別を受け、特に経済的な被害を受けることがないように、該当県のみならず国民全体のコンセンサスを図っていくことも重要と考える。
- 風評被害はあるものとして、それに対してのケアを明確にする必要がある。例えば、農作物に被害が出た場合は全額国が補償するなど、経済面での支援に万全を期してほしい。
- 風評被害を防ぐ具体的な対策を実施するとともに、補償の算定方針を明示すること。尚、風評被害が発生した場合は、国が責任を持って国民に説明をし、鎮静化を図るとともに拡大を防ぐこと。

5. その他の意見

- 各市町では、現在、何に苦慮し、何を必要としているか課題を集約してもらいたい。
- 放射性物質の種類については、セシウム以外に想定しているのか？
- 幼稚園や保育園における放射線対策について保護者や関係者が共通認識を持てるようなリーフレット作成及び全施設への周知徹底が必要。
- 施設の安全性、分散保管されている指定廃棄物の現状やリスク等について十分な説明が必要。（2市町村）
- 指定廃棄物の最終処分場の「安全対策は万全か、候補地に選ばれた地域の風評被害の払拭や振興対策への責任を国がいかに果たすか」を市町長に提示し、その案を、次回の市町長会議の前段階として、副市町長による事務

レベルでの意見をとりとまとめる必要がある。

- 県内の各自治体より多数の要望等があると思われるが、市町単位の説明会を開催願いたい。
- ある程度の段階で、各市町単位での説明会をするべき。場所を決定する前の段階で、「こういう理由で必要なのだ」という総論だけでも説明して理解を得るべき。
- 候補地の選定にあたっては、誰もが参加できる議論の場を設けること。
- 施設設置後は、周辺住民を含めた地元住民の健康への不安を解消するため、定期的健康診断はもとより、生活全般での相談窓口を常時設置すること。
- 国は、原発事故以前の通常時の処理基準である 100Bq/kg を、なぜ特措法により処理基準を 8,000Bq/kg の基準値としたのか明確な説明が必要。
- 8,000Bq/kg 以上の放射性物質を含んだ廃棄物を、焼却処理している諸外国が存在するのか伺いたい。
- 減容化を進めることも必要である。
- 国は、国民に施設の安全性をあらゆる機会を通して解り易く説明するとともに、情報開示を率先して行うこと。
- 速やかに候補地を決定するためには、候補地選定手順等とあわせて、いわゆる風評被害が発生した場合の国の考え方を早期に取りまとめて提案し、市町村長会議の議論を前進させる必要がある。
- 第1回市町村長会議での各首長からの質問、意見に対して、今後、各省庁と対応策をまとめた上、出席者全員に賛同が得られるような説明をお願いしたい。